

令和2年度（補正予算）国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費に係る Q&A

2020.5. 現在  
環境省自然環境局国立公園課  
一般財団法人環境イノベーション情報機構

※本資料はあくまでも現時点の情報に基づいて作成しているものであり、今後、変更の可能性があります。

## < 2 事業共通 >

Q1. 地方公共団体の申請は可能か。

A1. いずれの事業も地方公共団体の申請は不可となります。地方公共団体が公園事業者等の場合であっても同様です。なお、地域協議会であれば申請可能ですが、構成員に地方公共団体が含まれていることは問題ありません。

Q2. 1つの団体が誘客の推進事業とワーケーションの推進事業の両方に申請することは可能か。

A2. 可能です。ただし、各事業単位で申請していただく必要があります。

Q3. 1つの団体が対象地や事業内容を変えて複数申請することは可能か。

A3. 可能です。ただし、申請多数の場合は採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q4. 地域協議会とは何か。また法人格が必要か。

A4. 地域協議会とは、当該地域内の自治体、観光協会、民間事業者等から構成される組織となります（自治体や観光協会等の参加は必須ではありません）。公募要領では、民間企業等で構成する協議会その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者に当てはまります。

本事業では地域協議会が申請者となる場合に必ずしも法人格を求めるものではありませんが、事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただくことがあります。

Q5. 協議会構成員に環境省や都道府県が含まれていることは問題ないか。

A5. 問題ありません。ただし、定率補助における協議会の負担の一部を環境省が支出することはできません。

Q6. 旅館組合や〇〇の会といった任意団体であっても申請可能なのか。

A6. 機構が、規約等により事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただきます。その上で、補助事業を実施可能な組織であると認められれば、申請可能です。

Q7. 人件費はどのように算出するのか。単価基準や上限はあるのか。

A7. 申請者が通常使用している単価と業務日報等をもとに算出します。経費の妥当性については、適宜、機構が判断する予定です。

なお、申請後、一定の割合を超える経費配分の変更がある場合には、交付規程第6条及び第8条の三に基づき、承認等の手続きが必要となります。

Q8. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はあるのか。

A8. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。

Q9. 高額な備品費であっても購入可能なのか。

A9. 事業目的の達成に必要と認められれば可能です（事業のために必要不可欠でかつ次年度以降も事業目的を達成するために継続的に使用する等）。

ただし、汎用性の高い高額な備品の購入が経費の大部分を占める場合等は、採択優先順位が下がると考えています。

なお、交付規程第8条の十一に基づき、取得財産等管理台帳の整備、補助事業の期間終了後も含めた目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q10. テストマーケティングやファムトリップ等として計上できる経費はどのようなものか。

A10. 公募要領に記載の事前調査・準備・プロモーションに関する経費に加えて、例えば、テストマーケティングであれば試験的な販売に係る経費、ファムトリップであればモニターツアー等の実施経費及びモニターツアー参加者の旅費・謝金等が想定されます。公募要領別表第3もご参照ください。

Q11. 補助事業の交付額の上限、下限は設定されるのか。

A11. 補助金交付額の下限は設定していません。また、定額補助については1,000万円又は300万円の上限を設定していますが、1/2等の定率補助の上限は設定していません。公募の結果、予算枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うこととなります。

Q12. 1公園（温泉地）あたりの補助額や申請件数の上限設定はあるか。

A12. 1公園（温泉地）あたりの補助総額や申請件数に上限を設ける予定はありませんが、全体として予算額を超える申請があった場合、同一地域内の類似案件は優先度が下がる可能性があります。

Q13. 他の補助事業との併用は可能なのか。

A13. 他の国の補助事業との併用はできませんが、地方公共団体等の補助事業との併用は可能です。

Q14. 補助事業の成果を活用して得られた利益を補助事業の裏負担分（補助金以外の自己資金）として計上することは可能なのか。

A14. 可能です。

Q15. 事業の繰り越しは可能なのか。

A15. 原則として今年度の事業として完了が可能な範囲で申請いただくようお願いいたします。不測の事態が発生した（例えば、コロナウイルスの感染拡大の影響が予想以上に長引いた等）と認められる場合は、個別の協議を経て、繰り越しが可能です。

Q16. 補助事業採択後の概算払いについて実施予定はあるか。

（5/28更新）

A16. 間接補助事業者から概算払いについて協議があった場合は、機構における審査及び財務省との協議を経て、下記の経費を対象とし、交付決定額の1/2の範囲で概算払いを実施する予定です。なお、概算払いは原則として1回とします。

（対象となる経費）

1. 交付規程の別表第3業務費の区分と内容のうち、「人件費」、「備品費」、「借料及び損料」、「賃金」、「社会保険料」、「雑役務費」及び「資材購入費」

2. 交付規程の別表第4のうち、「工事費」（支払いについて前払いを条件とされている場合に限ります。）

### <国立・国定公園への誘客の推進事業>

Q17. 誘客の推進事業に関して、補助事業の期間にツアー・イベントを実施せずに、海岸清掃等の環境整備のみ実施することは可能か。

A17. 誘客の促進事業に申請する場合には、原則として、本年度末までに何らかのツアー・イベント等の1回以上の実施をお願いします（補助事業の申請内容には含めずに独自に実施することも可能です）。  
なお、上記のQ15. のとおり、不測の事態が発生してイベント等が実施できない場合、個別の協議を経て、繰り越しが可能です。

Q18. 公募要領別表第2に記載の事業内容はすべて実施しなければならないのか。

A18. 上記のQ17. のとおりツアー・イベント等の実施は必要ですが、それ以外の事業内容に関してすべてを実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいて構いません。

Q19. 実施するツアーやイベント等は参加費が無償のものでも良いのか。

A19. 参加費が無償のものでも構いません。

Q20. 国立・国定公園の区域外で実施するものも補助対象となるのか。

A20. 国立・国定公園内で実施するツアー・イベント等に必要と認められれば、区域外で実施する事業であっても補助対象となります。

Q21. 補助事業を活用し、ツアーやイベント等の参加者の交通費・滞在費を割引することは可能か。

A21. 補助事業は、あくまでもツアーやイベント等の実施主体に対する支援であり、ツアーやイベント等の参加者の交通費・滞在費の割引を目的とした経費は認められません。なお、タクシーやバス等の二次交通に係る事業者もツアー等の実施主体となりうるほか、ツアー等の実施に必要なタクシーやバス等の借り上げ費用等は補助対象経費に含めることが可能です。

Q22. 公園事業の執行者以外の者が、歩道修繕等の内容を含めて申請することは可能か。

A22. 事業執行者の了解を得たうえで、草刈りや簡易な修繕であれば問題あ

りません。なお、自然公園法の手続きについては、当該区域を管轄する自然保護官事務所等及び都道府県にご相談をお願いいたします。

Q23. 別表第1のワーケーション事業として実施するものについては、別途、ワーケーションの推進事業の補助事業に申請したもののみ対象なのか。

A23. 必ずしも別途、ワーケーションの推進事業に申請いただく必要はありません。従前から実施されているワーケーションの取組に付随したツアー・イベント等を実施していただく、新たにワーケーションの取組を独自に立ち上げ、ツアー・イベント等のみ本事業を活用する等も対象となります。

Q24. ツアーやイベント等のために実施する利用施設（例えば木道等）の整備に係る経費は対象となるか。

A24. 資材を購入して人力で実施するものは基本的に対象となります。工事費（いわゆるハード整備）は対象外です。

## ＜国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業＞

Q25. 今回、環境省がワーケーションの推進事業を実施する目的は。

A25. これまで、国立・国定公園の利用については、いわゆる観光利用を中心に考えてきました。新型コロナウイルスの流行拡大を受け、今後、感染リスクの少ない場所として、また、自然の中でリフレッシュできる場として、国立・国定公園の価値が改めて見直されると考えています。そのため、観光利用にとどまらず、クリエイティブに仕事ができる場（同行した家族には良質な自然体験アクティビティ等を提供できる場）としての国立・国定公園の新しい価値を提供するため、本事業を実施いたします。

Q26. ワケーションの推進事業の具体的な内容イメージは。

A26. キャンプ場や旅館等が新しくワーケーションを実施（又は既存の取組を更に改善して実施）するための各種費用の支援を想定しており、例えば、ワーケーションプランの造成に係るマーケティング、コンサルティング費用、トライアル実施のための運営経費、必要な物品等のレンタル・購入費用、広報経費等をイメージしています。詳細は別表第2及び別表第3をご参照ください。なお、ワーケーションに合わせて国立・国定公園の自然を活用したツアー・イベント等を実施する場合には、別途、国立・国定公園への誘客の推進事業にも申請することも可能です。

Q27. ワケーション等の実施に係る事業に関して、実施要領別表第2に記載の事業内容はすべて実施しなければならないのか。

A27. 各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。

Q28. 国立・国定公園の区域外で実施するものも補助対象となるのか。

A28. ワークーション等の実施に係る事業（上限 300 万円の定額補助）については、リモートワーク環境か自然体験プログラム等のいずれかが国立・国定公園内又は国民保養温泉地の場合には、補助対象となります。ワークーションやリモートワークのための環境整備に係る事業（1/2 または 2/3 の補助）は、国立・国定公園内又は国民保養温泉地の施設が対象となります。

Q29. 公募時点で公園事業認可申請中の事業者の補助率は 1 / 2、2 / 3 のどちらになるのか。

A29. 原則として 1 / 2 と考えていますが、仮に交付申請時までに認可されれば、補助金予算の範囲内で 2 / 3 の適用をいたします。

Q30. 新設の躯体工事の具体的な内容イメージは。

A30. 例えば、キャンプ場でのテレワーク環境の整備のための簡素な建物の新設等を想定しています。なお、テレワーク、ワークーション以外の機能（例えば、キャンプ場の受付等）が含まれている建物については対象となりません。